

令和3年度「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成
及び研修会開催業務委託プロポーザル公募要領等に関する質問への回答

(令和3年6月4日現在)

質問項目	<p>プロポーザル 公募 要領 第2 プロポーザルに係る事項 3 プロポーザルの手続き等 (4) プロポーザル参加申込書の受付について</p>
質問内容	<p>参加申し込みについて、共同企業体（JV）としての参加は可能でしょうか。それとも提案者は代表1社で行い、実施体制の中で協力会社として提案することになりますでしょうか。後者の場合、協力会社に一級建築士の資格があれば要件として満たすでしょうか。ご教示願います</p>
回 答	<p>複数の法人等で構成される団体（以下、「共同体」という。）としての参加は可能です。</p> <p>仕様書の5より、共同体の場合は、総括責任者及び実務担当者をいずれも代表法人（代表構成員）の者とするのとあります。</p> <p>また、この業務遂行にあたっては、建築に係る専門的な知識・能力を有した一級建築士の資格者が本業務全般に携わる必要があります。</p> <p>よって、本業務を総括する代表構成員に一級建築士の資格者が所属している必要があり、それ以外の構成員に一級建築士の資格者が所属していてもプロポーザル参加要件は満たしません。</p> <p>※共同体でプロポーザル参加する場合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表構成員を含むすべての構成員が公募要領第2の1に掲げる条件を満たす必要があります。 ・代表構成員が応募手続きを行い、対応窓口となってください。 ・企画提案書等において構成員が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにしてください。 ・公募要領第2の3の(5)の②のウおよびエについては共同体構成員全ての分を提出してください。オについては代表構成員について作成してください。 ・以下3点の書類についても作成し企画提案書に添付して提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・様式5 共同体構成員届出書 ・様式6 共同体協定書 ・様式7 共同体委任状